

学長選考記録の透明性確保の要望：想定質疑と再反論

本文書の目的

「学長選考・監察会議の記録に関する透明性確保の要望について」に対して予想される批判・反論を、実際の公開文書（新潟大学議事概要、議長説明文、千葉大学議事録）に基づいて検討し、再反論を準備する。

【資料の概要】

項目	新潟大学	千葉大学
会議日	令和 7 年 9 月 25 日	令和 6 年 1 月 25 日
会議時間	16:00～21:28(約 5 時間 28 分)	16:00～17:05 (約 1 時間 5 分)
委員数	9 名	14 名
投票回数	3 回	1 回
記録の分量	約 3 ページ	約 4 ページ
投票結果	抽象的表現のみ	完全公開 (8 票・6 票・0 票・白票 0)
発言記録	「主な意見」14 件	個々の発言を○で記録

1. 千葉大学との比較に関する質疑

Q1-1：千葉大学は 1 回の投票で決着したが、新潟大学は 3 回投票している。状況が異なるのではないか

想定反論：千葉大学は 1 回の投票で過半数を得た者が出て決着した。新潟大学は 3 回の投票を要し、追加面談も行った。審議の複雑さが異なるため、単純比較は適切ではない。

再反論：状況が異なるからこそ、より詳細な記録が必要である。

1. 3 回の投票の推移こそが審議過程の核心：合議で決まらず、1 回目・2 回目の投票でも $\frac{2}{3}$ に達せず、3 回目でようやく過半数で決定した。この推移を示す数字がなければ、どのような過程を経て結論に至ったか検証できない。
2. 追加面談の意味：1 回目の投票後に小野寺氏・染矢氏への追加面談を行ったとあるが、その面談で何が確認され、2 回目・3 回目の投票にどう影響したのか、記録からは全く追跡できない。

3. 複雑な審議にはより詳細な記録が必要：千葉大学は 1 時間で 4 ページ、新潟大学は 5 時間半で 3 ページである。審議が長く複雑であったなら、記録はより詳細になるはずである。現状は逆転している。

Q1-2：千葉大学では意向聴取 1 位候補が過半数を取っていなかった。新潟大学とは票差の状況が異なるのではないか

想定反論：千葉大学の学内意向聴取では、1 位候補も過半数を取っておらず、2 位・3 位との差もそれほど大きくなかった可能性がある。新潟大学のように 882 票対 420 票という 2 倍超の差がある状況とは異なる。

再反論：この指摘はむしろ、新潟大学でより強い説明責任が求められることを示している。

1. 票差が大きいほど説明責任は重い：882 票対 420 票という圧倒的な差を覆したのであれば、その理由をより詳細に説明すべきである。千葉大学より透明性の水準が低いことは正当化されない。

2. 議長説明文自身が票差の重大性を認識：議長説明文は「得票数に大きな差がついた意向投票の結果をどのように捉えるべきかについての議論も行いました」と述べている。この重要な議論がどのように展開したのか、記録では追跡できない。

3. 投票率低下の説明との整合性：議長説明文は「人文社会科学系、自然科学系の候補者がいなかったため同所属教職員の投票率が大幅に低下した」と説明しているが、これが票差にどう影響したかの分析は示されていない。

Q1-3：千葉大学の議事録も発言者名は記載されていない。新潟大学と同じではないか

想定反論：千葉大学の議事録も発言者を匿名化しており、「○」で始まる発言として記録しているだけである。新潟大学の「主な意見」も実質的に同じではないか。

再反論：匿名化している点は同じだが、記録の詳細度は決定的に異なる。

千葉大学の記録の特徴： - 個々の発言が「○」で区別されている - 発言の順序（時系列）が保持されている - 反論や議論のやり取りが見える（例：「今の意見については、所信等説明会の際に本人の前で言うべきであり、投票前の発言としては印象操作につながるため、特定の候補者に誘導するような発言は避けるべきではないか」） - どのような論点が出され、それに対してどのような応答があったかが追跡可能

新潟大学の記録の特徴： - 「主な意見」として 14 件にまとめられている - 時系列が示

されていない（話題ごとに再構成） - 議論のやり取りが見えない - どの意見がどの程度の比重で議論されたか不明

匿名化と詳細な記録は両立可能であり、千葉大学がそれを実証している。

2. 投票結果の公開に関する質疑

Q2-1：投票結果の具体的数字を公開すると、委員への圧力につながるのではないか

想定反論： 9 名という少人数の委員会であり、具体的な票数を公開すると、特定の委員への推測や圧力につながる恐れがある。

再反論： 1. 無記名投票である：議事概要に「無記名投票」と明記されている。票数を公開しても誰が誰に投票したかは判明しない。

2. 千葉大学は 14 名で公開：千葉大学は 14 名の委員による投票結果を「横手幸太郎 8 票、山田賢 6 票、松原久裕 0 票、白票 0 票」と完全に公開している。9 名と 14 名で本質的な違いはない。

3. 3 回の投票の推移が重要：新潟大学では 3 回の投票が行われた。各回でどのような票の動きがあったのかは、審議過程を理解する上で核心的な情報である。

- 1 回目で何票ずつだったのか
- 川端氏を除外した後の 2 回目でどう変化したのか
- 追加面談後の 3 回目でどう決着したのか

4. 「過半数」だけでは不十分：最終的に「有効投票の過半数の票を得た」とあるが、5 対 4 の僅差だったのか、7 対 2 の圧倒的多数だったのかで、決定の正当性の評価は大きく異なる。

Q2-2：白票の有無を公開する必要があるのか

想定反論： 白票の数まで公開する必要性は低いのではないか。

再反論： 1. 議事概要自体が白票に言及：議事概要は「有効投票数に白票を加えた数の 3 分の 2 以上」という表現を使用している。白票を考慮した基準で選考が行われている以上、白票数は重要な情報である。

2. 委員の態度表明の指標：白票は「いずれの候補者も支持しない」という意思表示であり、委員の中にそのような判断をした者がいたかどうかは、審議の性格を理解する上で重要である。

3. 千葉大学は「白票 0 票」と明記：千葉大学は白票がゼロであったことを明示している。これにより、全委員がいずれかの候補者を積極的に支持したことが確認できる。

3. 議事概要の記録方法に関する質疑

Q3-1：5 時間半の審議を詳細に記録することは現実的に困難ではないか

想定反論：5 時間 28 分に及ぶ審議を逐語的に記録することは、実務的に極めて困難である。要点を整理した概要が現実的な対応ではないか。

再反論：1. 録音の存在：このような重要な会議が録音されていないとは考えにくい。録音があれば、事後的に詳細な記録を作成することは可能である。

2. 録音がない場合の問題：仮に録音がないとすれば、それ自体が問題である。学長選考という大学運営上最重要の意思決定を行う会議において、記録の正確性を担保する手段がないことになる。

3. 今後の制度改善：今回の事案を教訓として、今後の学長選考・監察会議では、録音を行い、詳細な議事録を作成する制度に改めることを求める。

4. 千葉大学との比較：千葉大学は 1 時間の審議で 4 ページの議事録を作成した。新潟大学が同じ密度で記録すれば、20 ページ以上になるはずである。3 ページに圧縮されていることは、意図的な簡略化と言わざるをえない。

Q3-2：「主な意見」への整理は、読みやすさを考慮した適切な対応ではないか

想定反論：議事概要には「主な意見」12 件と「その他意見」2 件が記載されており、審議の内容は十分に把握できる。話題ごとに整理することで、読者にとってわかりやすくなっている。

再反論：1. 「読みやすさ」と「検証可能性」は別の価値：公文書管理法が求めるのは「跡付け・検証可能性」であり、「読みやすさ」ではない。

2. 整理過程での情報の喪失：

○ 時系列の喪失：どの意見がいつ出されたか不明。議論の流れが追跡できない。

○ 反論・応答の喪失：千葉大学の議事録では「今の意見については～避けるべきではないか」という反論が記録されている。新潟大学の「主な意見」では、このような議論のダイナミクスが消えている。

- 比重の不明確さ：意向投票尊重派と現体制継続派の意見がほぼ同数（各 5～6 件）で並んでいるが、実際の議論でどちらの意見がどの程度の時間・深さで議論されたか不明。

3. 「主な意見」の選択における恣意性：5 時間半の議論から 14 件を「主な意見」として選ぶ過程で、作成者の判断が介在する。何が「主な」で何が「その他」かの基準は示されていない。

Q3-3：議事概要には両論が記載されており、バランスが取れているのではないか

想定反論：議事概要の「主な意見」には、意向投票を尊重すべきという意見も、現体制継続・改革の継続性を重視する意見も、両方が記載されている。バランスの取れた記録ではないか。

再反論：1. 両論併記だけでは検証にならない：問題は、これらの意見がどのように議論され、最終的にどのような論理で結論に至ったかである。両方の意見が「あった」と、どちらの意見が「説得力を持った」かは別問題である。

2. 議論の推移が見えない：

- 1 回目の投票前にどのような議論があったのか
- 1 回目の投票で決まらなかった後、追加面談前にどのような議論があったのか
- 追加面談後にどのような議論があり、3 回目の投票に至ったのか
これらの推移が全く見えない。

3. 議長説明文との関係：議長説明文は「意向投票の結果を重要視すべきとの意見と、選定項目の一つとして意向投票の結果は尊重しつつも、大学運営や経営に携わった経験や実績等も踏まえ他の候補者を高く評価する意見とに分かれた」と述べている。しかし、この対立がどのように解消され、あるいは解消されないまま投票に至ったのかは、記録から読み取れない。

4. 議長説明文に関する質疑

Q4-1：議長説明文で追加的な説明を行ったことは評価されるべきではないか

想定反論：学内からの意見・説明要請を受けて、2 か月後に議長説明文を公開し、審議過程の説明に努めた。このような対応は評価されるべきではないか。

再反論：追加的な説明努力は認めるが、以下の点で不十分である。

1. 後付けの説明は議事記録の代替にならない：
 - 議長説明文は「令和 7 年 11 月 26 日」付で、会議から 2 か月後に作成されている
 - 公文書管理法が求める「跡付け・検証可能性」は、会議時点で作成された記録によって担保されるべき
 - 事後的な「説明」は、会議時点の認識を正確に反映している保証がない
 2. 検証不能な主張：議長説明文は「各委員がそれぞれの考えに基づき熟慮を重ね、5 時間を超える議を尽くし」と述べているが、この主張を検証できる記録がない。5 時間の「熟慮」の内容が不明では、この主張は空虚である。
 3. 「詳細に記載」という自己評価：議長説明文は冒頭で「議事概要において、審議過程における主な意見等を詳細に記載し」と述べているが、千葉大学の議事録と比較すれば、この自己評価は妥当ではない。
-

Q4-2：議長説明文は議事概要を補完しており、両方を合わせれば十分ではないか

想定反論： 議事概要と議長説明文を合わせて読めば、審議の経緯は十分に理解できる。両方で説明責任を果たしているのではないか。

再反論： 1. 補完できない情報がある：投票結果の具体的数字、発言の時系列、議論のやり取りは、議長説明文でも補完されていない。これらは「補完」ではなく「新たに記録する」必要がある情報であり、事後的に正確に再現することは困難である。

2. 説明と記録は異なる：議長説明文は、議長の立場からの「説明」であり、会議の「記録」ではない。説明には議長の解釈が入り、必ずしも全委員の認識を代表しない。

3. なぜ 2 か月後だったのか：議長説明文が 2 か月後に公開されたことは、当初の議事概要では説明が不十分であったことを示唆している。しかし、議事概要自体は修正されておらず、追加の「説明」で対応しようとしている。本来は、最初から詳細な議事録を作成すべきであった。

5. 意向投票と選考権限に関する質疑

Q5-1：意向投票には法的拘束力がないのだから、結果を覆すこと自体は正当ではないか

想定反論： 国立大学法人法は学長選考権限を学長選考・監察会議に与えている。意向投票に拘束されないことは制度設計上の前提であり、議長説明文も「学長候補者の選定は、意向投票の結果のみで決定するものではなく」と明言している。

再反論： 本要望は、意向投票結果を覆したこと自体を批判していない。本要望の主張は以下である：

1. 制度上ありうることは認める：本要望書は「こうした決定がなされること自体は、制度上ありうることであり」と明記している。
2. 説明責任を問うている：「意向投票に拘束されないことと、説明責任から免れることは別問題である」。議長説明文自身が「意向投票の結果に対する重みを十分に認識した上で」と述べている以上、その「認識」がどのように審議に反映されたかを検証できる記録が必要である。
3. 千葉大学の議事録が参照点：千葉大学も意向聴取と異なる候補者を選出したが、詳細な議事録を公開した。これが「意向投票結果を覆した場合の説明責任」の具体的水準である。

Q5-2：議事概要に「意向投票の結果は尊重すべき」という意見が記載されているのだから、十分に議論されたのではないか

想定反論： 議事概要には「意向投票でこれだけ票が偏ったということは尊重すべき」「意向投票の結果は、現場の閉塞感の現れ」といった意見が記載されている。意向投票を尊重すべきという意見は十分に議論されたのではないか。

再反論： 1. 記載があることと、議論されたことは別：意見として記載されていることと、その意見が十分な時間をかけて議論されたことは異なる。千葉大学の議事録では、ある委員の発言に対して別の委員が反論する様子が記録されている。新潟大学の議事概要には、そのような議論のやり取りが見えない。

2. 議論の比重が不明：意向投票尊重派の意見と現体制継続派の意見が、実際の審議でどの程度の時間・深さで議論されたか、記録からは判断できない。5 時間半のうち、どの論点にどの程度の時間が割かれたのか。
3. 結論に至る論理が不明：最終的に意向投票結果と異なる候補者が選定さ

れたが、意向投票尊重派の意見がどのように反駁され、あるいは考慮されつつも別の要素が優先されたのか、その論理過程が記録されていない。

6. 実務的・制度的質疑

Q6-1：詳細な記録を求めることは、委員の自由な発言を萎縮させるのではないか

想定反論： 詳細な議事録が作成されることが分かれば、委員は率直な意見を述べにくくなる。自由闊達な議論を保障するために、概要にとどめているのではないか。

再反論： 1. 千葉大学との比較：千葉大学も詳細な議事録を作成しているが、委員は率直な意見を述べている。議事録には「今の意見については～印象操作につながるため～避けるべきではないか」という、他の委員の発言を批判する意見まで記録されている。詳細な記録と自由な議論は両立する。

2. 匿名化による保護：発言者名を記載しなければ、個々の委員への萎縮効果は限定的である。千葉大学も新潟大学も発言者を匿名化している。

3. 説明責任との均衡：学内の民意を覆す決定をした以上、通常以上の説明責任が求められる。委員の快適さより、構成員への説明責任が優先されるべき場面である。

Q6-2：他の大学でも意向投票結果と異なる決定をした例があるのだから、新潟大学だけが批判されるのは不公平ではないか

想定反論： 千葉大学の議事録でも「過去に学内意向聴取結果と異なる決定した大学は、大阪大学、筑波大学など、いくつかある」と言及されている。新潟大学だけが批判されるのは不公平ではないか。

再反論： 1. 批判の対象は決定ではなく記録の不備：本要望は「意向投票結果を覆したこと」を批判しているのではなく、「その決定過程の記録が不十分であること」を批判している。

2. 同種事案での先例：千葉大学は同種の事案（意向聴取結果と異なる選出、学内からの批判）において、詳細な議事録を公開した。これが先例となった以上、同様の対応が求められる。

3. 他大学の記録も問題かもしれない：大阪大学、筑波大学の記録が新潟大学と同程度に不十分であったとしても、それは「どの大学も不十分」ということを意

味するにすぎない。千葉大学が示した水準が、あるべき基準である。

Q6-3：今から詳細な議事録を作成することは不可能ではないか

想定反論： 会議から数か月が経過しており、今から詳細な議事録を作成することは実務的に困難ではないか。

再反論： 1. 録音の存在確認：会議の録音が存在するか確認を求める。存在すれば、詳細な記録の作成は可能である。

2. 公開可能な情報の公開：

- 投票結果の数字：3回の投票結果（各候補者の得票数、白票数）は記録されているはずであり、直ちに公開可能である。
- 追加面談の内容：追加面談でどのような質疑が行われたかの記録も存在するはずである。

3. 今後の制度改善：今回の事案を教訓として、以下の制度改善を求める。

- 学長選考・監察会議の録音
 - 詳細な議事録の作成
 - 投票結果の完全公開
-

7. 大学自治に関する質疑

Q7-1：このような要望は学長選考・監察会議への政治的介入ではないか

想定反論： 組合がこのような要望を出すことは、学長選考という人事に関する政治的介入であり、学長選考・監察会議の独立性を脅かすのではないか。

再反論： 1. 人事への介入ではない：本要望は選考結果の変更を求めている。求めているのは記録の公開であり、手続きの透明性である。

2. 事後的な検証要求：決定は既になされており、本要望は将来の検証のための記録公開を求めている。決定前の介入ではなく、決定後の説明責任の履行を求めている。

3. 公文書管理法に基づく要望：本要望は法律の趣旨に基づいている。公文書管理法は「現在及び将来の国民に説明する責務」を定めており、大学においては教職員・学生が「国民」に相当する。

4. 大学自治の本質：大学自治は構成員による自治を意味する。構成員が最重要の意思決定を検証できなければ、自治は形骸化する。透明性の要求は大学自治を

強化するものであり、脅かすものではない。

まとめ：再反論の核心

本要望に対する反論への再反論は、以下の 3 点に集約される。

1. 千葉大学が示した水準

千葉大学は、同種の会議体において、同種の事案（意向聴取結果と異なる選出）で、以下を公開した： - 投票結果の完全公開（8 票・6 票・0 票・白票 0） - 個々の発言の時系列での記録 - 議論のやり取り（反論・応答を含む）

これが「跡付け・検証可能性」の具体的水準である。新潟大学の記録がこれを大きく下回ること、合理的な理由はない。

2. 投票結果の公開の必要性

3 回の投票が行われ、各回の推移こそが審議過程の核心である。 - 各回で各候補者が何票を得たか - 白票はあったか - 追加面談の前後で票はどう動いたか

これらの情報なしに、「熟慮を重ね、5 時間を超える議を尽くし」という主張を検証することは不可能である。

3. 両論併記では不十分

議事概要に両方の意見が記載されていることと、それらが十分に議論されたことは異なる。議論の推移、反論のやり取り、最終的な論理展開が記録されていなければ、意思決定過程を「跡付け・検証」することはできない。

要望の再確認

以上を踏まえ、改めて以下を要望する：

1. 3 回の投票における各候補者の得票数・白票数の公開
2. 会議の録音が存在する場合、それに基づく詳細な議事録の作成・公開
3. 今後の学長選考・監察会議における録音・詳細な議事録作成の制度化

千葉大学と同等の透明性確保を強く求める。